

- (事務費) 小規模グループケア加算 △5,539,200円
- (就職支度費) 特別基準額 △137,510円

③ 児童養護施設へ支弁している事務費の算定に誤りがあり、過払いとなっていたもの。

過払額 3件 147,852円

(内 訳)

- (事務費) 新設施設加算 1件 87,500円
- (事務費) 施設機能強化推進費 2件 60,352円

④ 実費を支弁している措置費の項目について、証明書が添付されておらず、過払いとなっていたもの。支給額と証明額が相違し、過不足があつたもの。

過払額 4件 20,538円

(内 訳)

- (学校給食費) 3,240円、(特別育成費) 3,000円

(医療費) 6,090円、(見学旅行費) 8,208円

不足額 1件 △14,100円

- (内 訳)
- (学校給食費) △14,100円

⑤ その他の誤り（夏季等特別行事費の適用要件の誤りによる過払い、教育費・特別育成費の未支給等）

過払額 9件 29,150円

不足額 26件 △473,560円

(4) 措置費の徴収事務における事務処理誤り

ア 措置費の徴収事務における事務処理誤りについて

措置費の徴収事務については、国の交付要綱に児童入所施設徴収金基準額表（以下「国 の徴収基準」という。）が定められており、措置児童の属する世帯の階層区分を認定し、徴収金基準額（月額）を徴収することとなっている。措置児童の属する世帯の階層区分の認定は児童家庭課で行っている。

階層区分の認定にあたっては、措置を行った児童相談所から、児童福祉施設入所者及

び保護者負担額認定調書、世帯の課税状況、課税証明、源泉徴収票、住民票等の書類が児童家庭課に送付され、これらの書類に基づき階層区分を認定し、措置費負担額の決定を行い保護者に通知している。

提出書類のうち、児童福祉施設入所者及び保護者負担額認定調書には、認定にあたつての児童福祉司の意見が付されている。

徴収金にかかる収入の調定は、児童家庭課及び甲陽学園で行っている。

措置費負担額の決定について、監査対象期間におけるすべての書類を求め、監査を実施したところ、平成17年度分の書類は所在が不明であり監査ができなかった。

提出書類のうち、児童福祉施設入所者及び保護者負担額認定調書には、認定にあたつての児童福祉司の意見が付されている。

提出書類のうち、児童家庭課に送付され、これらの書類に基づき階層区分を認定し、措置費負担額の決定について、監査対象期間におけるすべての書類を求め、監査を実施したところ、平成17年度分の書類は所在が不明であり監査ができなかった。

平成18年度から平成21年度分について、国の徴収基準に基づき徴収金基準額を再計算したところ、実際の徴収金の認定額（月額）が、国の交付要綱に基づき再計算した徴収金基準額よりも過少に認定されているものがあった。（次のイの①から④）

平成18年から平成21年度分の徴収金について、措置児童の属する世帯ごとに、実際の徴収金の決定額（月額）から国の徴収基準に基づき再計算した徴収金基準額（月額）

を差し引き、集計したところ次のとおりであった。

①国の基準によらないで、徴収基準額を0円としていたもの	②国の徴収基準によらずして、徴収基準額を低く認定していたもの	③課税状況等の確認がなされていないもの	④父母以外の扶養義務者の課税状況等の確認がなされていないもの	1月あたりの過少額 合計					
件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
203	△ 560,040	100	△ 750,970	323	△ 334,960	8	△ 35,940	634	△ 1,681,910

#### イ 措置費の徴収事務における事務処理誤りの具体的な内容

措置費の徴収事務における事務処理誤りの具体的な内容は次のとおりであった。

- ① 国の基準によらないで、徴収基準額を0円としていたもの
 

徴収金基準額を0円と認定する場合は、その世帯が生活保護法による被保護世帯である場合や、市町村民税の非課税世帯のうち単身世帯や母子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等である場合が国の徴収基準に定められている。これらの場合以外にも徴収金基準額を0円とし、徴収金を徴していないものがあった。
  - ② 国の徴収基準によらないで、徴収基準額を低く認定していたもの
 

国の徴収基準によらないで、徴収基準額を低く認定していたもの
- 児童入所施設徴収金基準額表の階層区分は、A階層からD階層の4階層に区分され、さらにC階層については2区分に、D階層については14区分に分かれている。

階層区分は課税状況等によって認定されるが、認定にあたって、国の徴収基準の階層区分の定義と異なり、階層区分を下げて、基準額を低く認定しているものがあった。

③ 課税状況等の確認がなされていないもの

階層の認定にあたっては、A階層（生活保護法による被保護世帯）を除いては、B階層（市町村民税非課税世帯）、C階層（市町村民税課税世帯）、D階層（所得税課税世帯）のいずれも、市町村の課税証明や源泉所得税表などにより課税状況を確認することとされているが、課税状況等が確認されていないまま認定されているものがあった。

④ 父母以外の扶養義務者の課税状況等の確認がなされていないもの

階層区分の認定にあたっては、児童入所施設については、その措置児童と同一の世帯に属して生計を一にしている扶養義務者について、それらの者の課税の有無ないしそれらの者の課税額の合計額について確認を行うこととされている。

父母以外にも生計を一にしている扶養義務者がいる場合に、それらの者の課税状況等が確認されていないものがあった。

## 7 上記の事務処理誤りが発生した経緯

(1) 措置費制度に係る法令や通知の理解が不十分であった。

「被虐待児受入加算費」は、児童入所施設等の入所児童を対象とした措置費の加算として平成16年度に創設され、平成17年度には施設への一時保護委託費にも拡大された。この改正は、平成17年4月19日厚生労働省通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算について」により通知された。その目的は、「児童福祉施設等への一時保護委託が増加してきており、施設措置児童と一時保護児童との援助の均衡を図る必要がある」とから、一時保護を受託する児童福祉施設等に対して事業費の加算を行い、施設内の適切な援助に資すること」とされており、支給対象は施設に委託した場合に限定され、里親や病院などに委託した場合は支給対象とされなかった。

この制度が導入された平成17年度当時どのような経緯で支給対象とされていない里親等に対して加算費が支給されたのか確認をしたが不明であった。当時児童相談所では、この制度改正の趣旨が十分に理解されておらず、児童福祉施設と里親等へ支給される一時保護委託費が基本的に同じであるため、虐待を理由に保護した子どもであれば加算費が支給できると誤認して支給対象外である里親や病院に支給していたものと思われる。

## (2) 被虐待児受入加算費の対象児童の確認事務における不備

平成16年5月17日厚生労働省通知「被虐待児受入加算について」では、①施設入所段階で被虐待児受入加算の対象となった児童については、入所後1年間を適用期間とする。②施設入所後に当加算の対象と認められた児童については、児童相談所または福祉事務所が認めた月から1年間を適用期間とする。③加算対象となった児童が、適用期間中に措置変更となった場合は、被虐待児受入加算を適用するものとし、措置変更後の施設への適用期間は、措置変更前の施設の残余の期間とする。と規定されている。

また、同通知は、被虐待児受入加算費の支弁方法等として、「都道府県知事等は、児童相談所又は福祉事務所において当該月分対象児童を各施設毎に把握し、月初日の対象児童数に応じて支弁するもの。」と規定している。

甲陽学園への措置にあたっては、児童相談所から措置決定通知と児童票とよばれる個々の措置児童のデータが送付されているが、送付されたデータでは被虐待児受入加算費の対象かどうかについて確認ができるものがあった。また措置変更があった場合には、被虐待児受入加算費の対象となっているかどうかについて、児童相談所に確認する方法が確立されていなかった。

このため、甲陽学園において、国庫負担金の請求事務を行なうにあたり、対象児童の報告漏れや一年間を超えた児童についての国庫負担金の報告が行われていた。

また、児童家庭課においては、児童養護施設等へ支弁している被虐待児受入加算費について不適正な支出は確認されなかつたが、当該月分対象児童を各施設毎に把握するための児童相談所との確認が不十分であった。

## (3) 国庫負担金の請求事務におけるチェック体制、指導体制の不備

国庫負担金の請求事務は、児童家庭課が、各児童相談所や甲陽学園から報告される実

また、一時保護委託の期間最終日は措置費積算上、不算入が原則であるが、算入するものと誤認し加算費を児童福祉施設に支給していた。

さらに、児童相談所の一時保護所に保護されている児童についても加算費の対象となつていなかつたが、加算の対象となるものと誤認し国庫負担金の報告に含めていた。

こうした誤った支給や報告が制度導入時に行われたが、その後、平成22年4月に中央児童相談所に着任した総務経理担当者が支出の際に、根拠制度を確認し、誤りに気付くまで正しいものと思いこみ引き継がれていた。

績データに基づいて行っている。各児童相談所や甲陽学園から報告される実績データは、支弁台帳（施設表）や月別一時保護所等支給額調で、国庫負担金算出のための基礎資料となる。しかし、この基礎資料作成に係る詳細な記入要領が作成されておらず、データの入力誤りの原因となっていた。

また、月別一時保護所等支給額調には、一時保護を県立施設へ委託している児童数を記入する欄が設けられておらず、国庫負担金の請求漏れが発生する原因となっていた。

児童家庭課では、基礎資料の提出を受けるだけで、その裏付けとなる資料の提出を求めておらず、数字のチェックのみを行うだけで、内容について詳細な確認を行うようなチェック体制が確立していなかった。

措置費は、項目によっては、月の初日における措置児童数が支弁の対象となる項目や月の中途における入退所児童も支弁の対象となる項目などがある。各事務所は、児童家庭課に提出する基礎資料を作成する際、措置費の適用要件に関して国の交付要綱等を十分理解していなかつたことと、措置児童数の計上を正確に区分して入力しなかつたことにより、誤った数字が報告されていた。また、一般生活費の入力漏れや実際の支給額と報告額が相違しているものなど基礎資料に入力誤りがあり、その誤った数値がチェックされないまま国に報告されていた。

#### (4) 支出関係書類に添付すべき根拠法令や証拠書類等の不備

山梨県財務規則第22条第2項によれば、支出負担行為同いには、支出負担行為の内容や限度額等の事項を記載し、関係書類を添付しなければならないと規定されている。

また、支出にあたっても、支出命令者は、支出命令書に支出負担行為同いその他関係書類を添付し、会計管理者又は出納員に交付しなければならないと規定されている。所属によっては、支出負担行為同いや支出命令書に国の交付要綱や通知が添付されていない年度や、添付されていても通知の一部しか添付されていない場合があった。

平成21年度に、被虐待児受入加算費の単価が改正されたが、国の改正通知が支出関係書類に添付されておらず、旧単価のまま算定されていた。

教材費や給食費など実費を支弁している措置費の項目について、支払証明書等の証拠書類が添付されていなかった。

また、請求書に措置児童別の内訳書が添付されていなかった。

児童養護施設等から提出される書類について、必要な提出書類や様式、記入方法等に

ついて具体的な事務処理要領が定められておらず、提出書類については個別の文書により依頼していた。

#### (5) 事務費の申請や認定書類、措置決定通知等の管理における問題点

児童養護施設等へ事務費として各種の加算費を支弁している。

今回監査の中で、加算費の施設からの申請書や県の認定書類と実際の支弁状況との突合作業を行ったところ、施設から加算費の申請があり県が認定しているが、施設からの請求漏れやその確認漏れがあり、未払いであるものがあった。

また里親への支弁について、措置決定通知や措置解除通知と実際の支弁状況との確認作業を行ったところ、計算誤りや適用要件の誤り等いくつかの誤りが確認された。

施設からの加算費の申請や県の認定通知、また、措置決定通知や措置解除通知は支出関係書類には添付されておらず、別冊で管理されており、確認作業には非常に時間を要した。

#### (6) 措置費の精算事務における問題点

山梨県財務規則第74条第1項第2号によると児童福祉法による措置費並びに当該措置費に準ずる経費については、概算払いできることとされている。

里親や児童養護施設等への措置費の支弁は児童家庭課が行っており、その支弁方法については、児童家庭課が作成した「措置費の概要」（児童入所施設）には次のとおり記載されている。

国基準分は、「施設側から毎月5日までに概算払い請求書を児童家庭課に提出してもらい、毎月20日までに支払う。」

単価改正などに伴う精算は、「当該年度分の精算払い請求書を概ね翌年度の4月末までに児童家庭課に提出してもらい、翌年度の5月末までに支払う。」

これらの措置費の支弁に係る事務処理の根拠となる規程について確認したところ特に定められていなかった。

このため、精算事務にあたり、里親や児童養護施設等に対して、実績報告書や精算払い請求書の提出期限については、これまでの慣例で毎年度末に個別に文書で通知し4月末としていた。

4月末の提出期限では、例年ゴールデンウィークと重なるため、実際に総ての施設等から書類が提出されるのは、5月中旬になってしまい、例年児童家庭課から精算の支出

命令が出納局へ提出されるのは、出納閉鎖期日ぎりぎりとなっている。

このため、児童家庭課においても、出納局においても十分な審査が行えない状況となつていたと思われる。

以上、措置費事務の概要（児童相談所措置分）と、（1）から（6）に記載した事務処理ミスの原因についてまとると、別紙2のとおりとなる。

この表は児童家庭課において作成したものについて、一部内容の修正をえたものである。

#### （7）国の徴収基準とは相違した徴収金の認定

監査委員による概況聴取において、国の徴収基準に基づかない減免措置の根拠について説明を求めたところ、「措置費の徴収事務について、県において『児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程（昭和47年8月17日山梨県告示第407号）』が定められている。

その第2条には、『措置費負担額は、別表第1から別表第3に定めるところによる。ただし、当該表の階層区分の認定ができない場合は、児童福祉司若しくは社会福祉主事又は民生委員若しくは児童委員の意見を聴いてその措置費負担額を定めるものとする。』という規定がある。  
徴収基準額の認定にあたっては、この規定を拡大解釈して、児童福祉司の意見を参考にし、児童家庭課において国の徴収基準とは相違した徴収金を認定していた。」との説明があった。

#### 8 監査の結果に基づく意見

今回監査を実施した児童入所施設等措置費について、措置費の適用要件や適用単価の誤り、措置費の積算上の誤りなど、多くの事務処理において誤りが発見されたことは、誠に遺憾である。  
今回の監査結果を受け、知事は、厳正なる事務執行体制の確立と職員の指導、監督に一層努められるよう要望する。

なお、当面、次の事項を実施されたい。

##### （1）加算費等を過払いした里親等の委託先に対して、速やかに経緯を説明し、過払分の県

への返納を求ること。

（2）未支給の措置費については、すみやかに支給とともに、財源措置について、国に協議を行うこと。

（3）関係者に対しては誠意をもって、真摯に対応すること。

（4）国庫負担金の過不足については、国の指示に基づきすみやかに精算すること。

次に、事務処理における誤りの再発防止のため、次の事項を実施されたい。

（1）法令や通知等制度の周知徹底を図るべきもの

今回、対象となった措置費については、制度が複雑で毎年、単価の改正など見直しが行われ、それに關して国から通知が行わわれている。

通知の内容について、疑問のある事項については放置せず、その都度、国に照会を行うことや所属全体で制度改革の趣旨を検討する機会を設けるなど職員に法令や通知の周知徹底を図られたい。

##### （2）事務処理方法を改善すべきもの

適用要件の誤りや単価改正が反映されていない事例があったが、これらは、一担当者だけの問題ではなく、所属全体としてチェック体制の甘さがあったと言わざるを得ない。

事務執行にあたっては、前任者や前年度の事務を踏襲するのではなく、常に制度の改正点に十分注意をはらい事務を執行されたい。

また、措置費の事務処理を行っていくうえでの注意点などについて、過去からデータ集積や記録が行われていない場合には、職員の異動により再び同じような誤りが繰り返される可能性もある。措置費の事務処理方法に關して、引き継ぎ方法も含めた改善を図られたい。

##### （3）児童相談所と所属間の連携強化を図ること

被虐待児受入加算費の支弁を行うにあたり、被虐待児受入加算費の対象児童であることの確認のための事務処理方法を確立すること。また、児童相談所と各所属との連携強化が図られるよう、現行の事務処理方法について改善を検討されたい。

（4）国庫負担金の請求事務におけるチェック体制の強化と指導の徹底を図ること

国庫負担金の請求事務にあたっては、チェック体制が不十分であった。

今回の監査にあたり、監査対象となつた所属には、国庫負担金の算定根拠となる一時保護所における月別の一時保護状況一覧表や一時保護委託費の委託状況一覧表等の提出を求めてチェックを行い事務処理の誤りを見ついた。

児童家庭課は、これまでこれらの書類のチェックを行つていなかつた。今後は、国庫負担金の算定根拠となるこれらの書類について、十分チェックを行つていく必要がある。

また、児童家庭課は、基礎資料作成のための記入要領の整備や記入方法に誤解のないよう各所属への指導を徹底するとともに、計数の裏付けとなる資料の提出を求め十分なチェックを行うよう事務処理の改善を図られたい。

(5) チェック体制が有効に機能するよう、支出関係書類に添付すべき根拠法令や証拠書類等の整備を図ること

複数の職員のチェック体制が有効に機能するには、支出の根拠となる添付書類を十分に整備する必要がある。

書類の作成者だけでなく、複数の職員による多角的なチェックを可能にするには、計数を裏付けるための根拠法令や証拠書類等の整備を充実させることが必要不可欠である。

このため、チェック体制が有効に機能するよう、支出関係書類に添付すべき根拠法令や国からの改正通知、支払証明書等の証拠書類の書類を十分に整備すること。

また、児童養護施設等から提出される書類については、必要な提出書類や様式、記入方法等を規定した事務処理要領が定められていなかつた。

規定の整備を行い、必要書類の提出について、施設等への協力を求め書類の整備を図られたい。

(6) 事務費の申請書や認定書類、措置決定通知等の書類の整備を図ること

措置費の支弁において、事務費の未払いや事業費の計算誤り、適用要件の誤り等があつた。

これは、支出の根拠となる事務費の申請書や県の認定書類、また、措置決定通知や措置解除通知等がそれぞれ別冊で管理されており、各々の支出との対応関係が図られていないことが今回の事務処理誤り発生の原因の一つであると思われる。したがつて、これらの関係書類については、対応関係がわかるように整理し直し、また一覧表で一元管理するなど、客観的な審査が可能となるよう書類の整備を図られたい。

また、県外に居住の児童を県内の施設等に措置した場合には、対象者を書類に明示す

るなど、わかりやすい書類の整備についても検討されたい。

(7) 措置費の精算事務における規程整備や迅速化を図ること

措置費支弁にかかる事務処理規程については、他県や特例市などで、すでに整備されているところがある。また、精算事務は4半期毎に行われており、年度末の精算については、3月末日や4月5日までに実績報告書の提出を求めている。

さらに、概算払い請求や精算払い請求の際提出すべき証拠書の様式についても詳細に定められている。

措置費の支弁に係る書類は膨大な量であり、書類審査には多くの時間を要するから、県へ提出する書類の提出期限や様式などを定めた事務処理要領の整備を行い、児童養護施設等への協力を求め、十分な時間をかけてチェックがなされるよう改善を図られたい。

(8) 国の徴収基準に遵った事務処理を行うべきもの

措置費の徴収事務において、一部国の徴収基準とは相違した徴収金が認定されているものがあつた。

児童福祉法では、措置費の国庫負担金は各会計年度を単位として支弁義務者である県が支弁した措置費の額から厚生労働大臣が定める基準によって算定した徴収金の額を控除した額を精算額として、2分の1の額の国庫負担を行うこととされている。

また、児童福祉法における措置費の徴収は、その家庭の負担能力に応じて徴収する制度となつてゐる。国が徴収金基準額表を定めた趣旨は、負担能力についての認定基準を明確にすることで国の国庫負担金の交付の均衡を図るばかりでなく各家庭相互間の不均衡を防止するためであるとされている。

県が国の基準によらない減免措置を行う場合は、県が独自に財源措置を講じたうえで、法の趣旨を踏まえた規程を整備し、県独自の制度として事業を行う必要がある。しかし、現段階では、財源措置も規程の整備も行われておらず、児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程第2条の大括弧による減免措置は、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

徴収金の事務処理にあたつては、国の徴収基準に遵った事務処理を行うとともに、過年度の徴収金について精査のうえ、適切な対応を図られたい。

## 別紙1

## 平成21年度措置費（事業費）の費目一覧表（概略）

★印：国制度、☆印：県制度、◎印：両制度あり

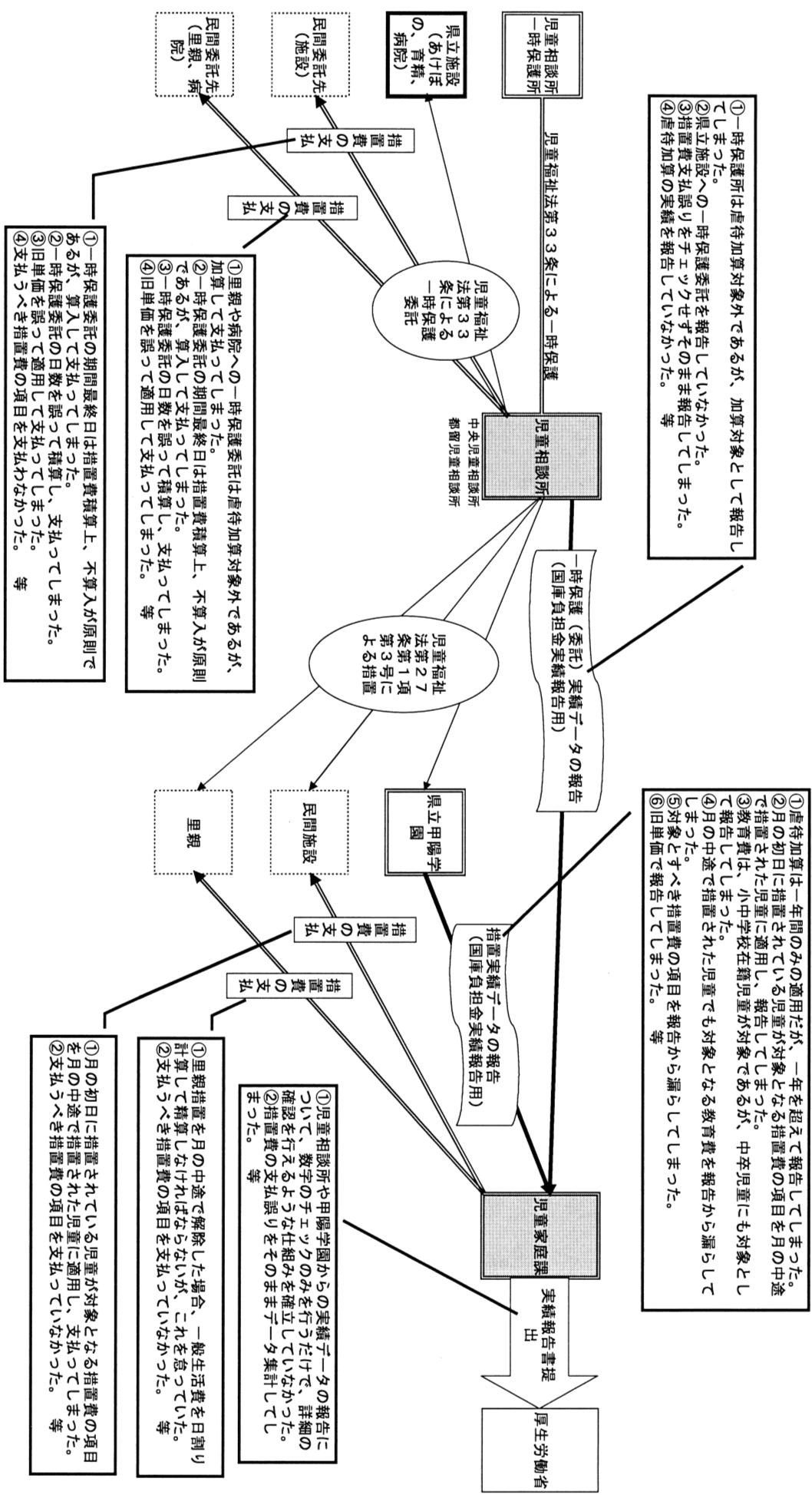
費目の種類	対象施設等	経費の使途	支弁金額（円）
★一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児童、母子生活支援施設	児童の日常生活に要する諸経費。	児童養護施設 月額 54,730 (乳児=0歳～1歳の誕生月まで) 月額 47,430 (乳児以外) 乳児院 月額 54,730 (乳児=0歳～3歳の誕生月まで) 月額 47,430 (3歳誕生月の翌月以降) 母子生活支援施設 月額 3,550 保育室月初日保育入所児童： 月額 8,890 (0歳～3歳の誕生月まで) 月額 5,500 (3歳誕生月の翌月以降) 里親 月額 54,980 (乳児=0歳～1歳の誕生月まで) 月額 47,680 (乳児以外) 初日以外の日に委託又は解除があった場合 単価÷30.4 ファミリーホーム 月額 54,730 (乳児=0歳～1歳の誕生月まで) 月額 47,430 (乳児以外) 初日以外の日に委託又は解除があった場合 単価÷30.4 一時保護委託 日額 1,800 (乳児=0歳～1歳の誕生月まで) 日額 1,560 (乳児以外) 被服費 3,150 (被服の支給を必要とする児童)
★被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、一時保護委託児童	被虐待児童（世帯）を支援するための職員の雇上げ経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設の入所児童 月額 26,100 一時保護委託児童 日額 850
★助産施設基本分保護費	助産施設の入所妊娠産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸費  分娩介助料  胎盤処置料  新生児介補料	ア 社会保険等の被保険者、組合員、被扶養者： 診療報酬額、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の合算額から社会保険等による給付額を控除した額 イ アに該当しない者： 診療報酬額、入院時食事療養費の合算額  分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。  胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実費を支弁して差し支えない。  新生児の介補を行った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人につき1日につき3,810円を限度として支弁できる。
★幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、里親の委託児童	幼稚園就園に必要な経費	実費
★教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で義務教育書学校または特別支援学校の高等部に在学中のもの	義務教育に必要な学用品費  学校長が指定する教材で、学級の全員が必ず購入しなければならないとされる、副読本の図書、ワークブック等の購入費  公共交通機関利用の場合 児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期券（定期券がない場合はこれに準じるもの）の購入費 自転車利用の場合 通学に際し、その地域の殆ど全ての児童が自転車を利用している場合の自転車購入費（ヘルメット着用の場合ヘルメットも含む）	月額 2,110（小学校） 4,180（中学校・特別支援学校の高等部）  実費  実費

費目の種類	対象施設等	経費の使途	支弁金額(円)
		中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代（当該クラブ等の全員が必ず購入することとなっている用具類に限る）、遠征費等	実費
		中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等	実費
		特別支援学校の高等部1学年への入学に際して必要な経費	月額 58,100
★学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で学校給食を実施している義務教育書学校または特別支援学校の高等部に在学中のもの	義務教育諸学校または特別支援学校の高等部において学校給食として徴収される実費の合算	実費
◎見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童	国制度 学校の教育課程で実施される見学旅行（いわゆる修学旅行）に参加するために必要な諸費用（交通費、宿泊費等）	国制度 20,600（小学校第6学年） 55,900（中学校第3学年） 108,200（高等学校第3学年）
	児童養護施設、里親の委託児童	県制度 実際の所要額（小遣いを含む）が国単価を上回っている場合は、実際の所要額から国単価を引いた差額に県単価分を加えて支給	県制度 4,000（小学校第6学年） 7,000（中学校第3学年） 17,000（高等学校第3学年）
◎入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童	国制度 児童の入進学に必要な学用品等の購入費	国制度 39,500 (小学校第1学年入学時) 46,100 (中学校第1学年進学時)
	児童養護施設、母子生活支援施設、里親の委託児童	県制度 ①翌年度小学校第1学年入学予定、中学校第1学年進学予定（甲府市支弁） ②技能専門学校等進学支度金（該当者）	県制度 ①14,800 (母子生活支援施設) ②46,100 (児童養護施設・義務教育終了後、技能専門学校等に進学の場合)
◎特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で高等学校に在学しているもの	国制度 高等学校在学における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等	国制度（月額） 国公立 22,270 私立 32,970
	児童養護施設、里親の委託児童で高等学校に在学しているもの	県制度 児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期券（定期券がない場合はこれに準じるもの）の購入費	県制度 年間実費 -（国単価×12か月）
	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童	国制度 高等学校第1学年入学に際し必要な学用品費。	国制度（高等学校第1学年入学時） 58,100
★夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で義務教育諸学校に在学しているもの	学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するために必要な交通費等（遠足・校外学習は対象外）	1行事当たり、児童一人当たり 3,000
★期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、里親の委託児童、一時保護所の一時保護児童	児童の年末における被服等の購入費。当該年度の12月1日に委託されている措置児童数による	月額 5,070
★医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、助産施設の措置児童等、里親の委託児童、一時保護所の一時保護児童	児童等の医療（診察、治療、投薬、手術等）に必要な経費	実費（施設等で交付する受診券を医療機関の窓口で提示すれば、医療費が公費負担（窓口無料）となる）
		児童の監護、移送等に要する費用 例：緊急を要する場合に使用したタクシー代など	実費
		眼鏡等購入費 児童等が眼鏡等を使用しなければ、現に若しくは将来児童等の福祉に著しい支障があると認められた場合に購入する眼鏡等の代金。また、その修理に要する費用 コンタクトレンズについては、眼鏡では視力が矯正できない等の理由がある場合に限る（医師の診断書が必要。使い捨てコンタクトは不可）	実費
★職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの	児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期券（定期券がない場合はこれに準じるもの）の購入費	実費
		公共職業訓練施設等の職業補導機関で必要になる教科書等の購入費	月額 4,800

費目の種類	対象施設等	経費の用途	支弁金額（円）
★児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、里親の委託児童	児童の冬季の採暖に必要な経費	施設所在地による級地別保護単価×その月初日の措置児童等数（支弁期間は10月から3月まで）
◎就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で就職するためその措置が解除されることになったもの	国制度 就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費	1件当たり 75,000
	児童養護施設、里親の委託児童で就職するためその措置が解除されることになったもの	県制度 就職に際し必要な寝具類、被服類、靴、下着類の購入費	1件当たり 10,400
	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で就職するためその措置が解除されることになったもの	就職にあたり、当該児童が保護者からの経済的な援助が見込めない（保護者がいない、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でないなど）場合で、その児童の就職に際し、必要な住居費、生活費等に要する経費	1件当たり 137,510
★大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で大学等へ進学するためその措置が解除されることになったもの	進学の際に必要な学用品及び参考図書類の購入費	1件当たり 75,000
	児童養護施設、児童自立支援施設、里親の委託児童で大学等へ進学するためその措置が解除されることになったもの	進学にあたり、当該児童が保護者からの経済的な援助が見込めない（保護者がいない、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でないなど）場合で、その児童の進学に際し、必要な住居費、生活費等に要する経費	1件当たり 137,510
★葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、里親の委託児童で死亡したもの	児童が死亡した場合の火葬または埋葬、納骨その他葬祭のために必要な経費	1件当たり ①153,900 ②火葬に要した費用が450円を超える場合は、その超える額。 ③遺体の運搬に要した費用が10,760円を超える場合は、8,940円の範囲内でその超える額。 以上①～③の合算額
★連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であってその施設を逃亡したもの	施設を逃亡したものの捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	県の旅費関係例規に定める額（児童と連れ戻す者の運賃、日当及び宿泊費）
☆生活指導訓練費	児童養護施設、里親の委託児童で満4歳（4月2日現在）以上の児童	社会への適応性を高めるための生活の指導訓練に必要な経費	月額 4歳以上～未就学 650 小学生 970 中学生 1,420 高校生 3,060
☆保育材料費	児童養護施設、里親の委託児童で満4歳（4月3日現在）に達していない児童及び乳児院の入所措置児童	児童の保育に直接必要な絵本・折り紙等の文具材料または玩具等保育材料の購入経費	月額650
☆学校教育費	児童養護施設、里親の委託児童で義務教育諸学校に在学中のもの	児童が通学している学校が行う諸行事への参加費 ※7月又は12月の入所児童	月額 小1～小3 1,300 小4～中3 2,430
☆入所施設等夏期行事費	児童養護施設、母子生活支援施設、里親の委託児童で義務教育諸学校または高等学校に在学中のもの	児童のために行う行事に要する経費 ※対象は小学生以上、7月の初日の入所児童	母子生活支援施設 月額 3,600 母子生活支援施設以外 月額 600

## ※措置費事務の概要（児童相談所措置分）

別紙2



児童相談所長は、必要があると認めるときは、第6条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

**児童福祉法第27条第1項第3号：都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。**  
**(第3号) 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。**